

日本レコード協会規格

RIS 505 別冊

# ISRC 運用基準

2009 年度版

社団法人 日本レコード協会



日本レコード協会規格  
RIS 505 別冊  
**ISRC 運用基準**

1.	目的.....	2
2.	申請・通知方法.....	2
2.1.	申請の方法.....	2
2.2.	通知の方法.....	2
2.3.	手数料.....	2
2.4.	「事務局発行・管理プラン」追加申請の方法.....	2
3.	責務.....	3
3.1.	登録内容の変更申請 ..... RIS 505 6. (5).....	3
3.2.	ISRC の移管 ..... RIS 505 6. (6).....	3
3.3.	ISRC 報告 ..... RIS 505 6.1 (3).....	3
3.4.	登録者コード割当の抹消申請 ..... RIS 505 6.1 (10).....	3
4.	ISRC のエンコード.....	3
4.1.	CD.....	4
4.2.	MD.....	4
4.3.	DVD-Audio.....	4
4.4.	DVD-Video.....	4
4.5.	Super Audio CD.....	4
4.6.	VHS 音楽ビデオ及びその他のアナログ媒体.....	4
4.7.	電子配信音楽 等.....	4
5.	実践ガイド.....	5
5.1.	原則.....	5
5.2.	リミックス/リマスタリング 等.....	6
5.3.	年次コード.....	7
5.4.	レコーディング番号.....	7
5.5.	レコーディングの権利者と ISRC.....	7
5.6.	音楽ビデオレコーディング.....	8
6.	付録.....	9
6.1.	国名コード.....	9
6.2.	登録者コード.....	12
7.	各種フォーム.....	13
8.	原案作成委員会.....	20

## 1. 目的

この別冊規程は、ISRC 管理運営規程（RIS 505）の内容を補足するものである。

## 2. 申請・通知方法

この項目は、RIS 505 第 5.3 項「申請・通知方法」の補則である。

### 2.1. 申請の方法

申請手順は ISRC 専用 WEB サイト(以下 ISRC サイト)上で指定する。

申請に際し、次に示す書類を、国内 ISRC 登録管理機関に提出する。

(1) 申請書（様式1参照）:ISRC サイトで生成される書式を印刷した申請書を用いること。

(2) 法人の場合： 商業登記簿謄本（発行3ヶ月以内、コピー可）

日本国籍を持つ個人の場合： 住民票の写し(本籍の記載無し可、発行3ヶ月以内、コピー不可)

日本国籍を持たない個人の場合： 外国人登録原票記載事項証明書(発行3ヶ月以内、コピー不可)

(3) 印鑑証明書（発行3ヶ月以内、コピー不可）

(4) 事業所一覧（申請者が法人で、申請書と登記簿謄本に記載の所在地が一致しない場合）

### 2.2. 通知の方法

国内 ISRC 登録管理機関は、審査の上、問題がないと判断した場合、申請者に事務手数料納付の案内をする。入金確認後に申請者を ISRC ユーザーとして登録し、「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーには登録者コードを、「事務局発行・管理プラン」ユーザーには ISRC を割り当て、電子メールによって当該申請者に通知する。

### 2.3. 手数料

申請者は、国内 ISRC 登録管理機関の指定する ISRC 業務委託先銀行口座に指定された事務手数料を納付する。

なお、「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーが割り当てられた登録者コードを継続使用する場合は、登録の時期によらず、年末までに翌年分の年間事務手数料を納付する。発行する個々の ISRC について登録料等は発生しない。

「事務局発行・管理プラン」ユーザーは、発行申請する個々の ISRC について事務手数料が発生するが、年間事務手数料は発生しない。

### 2.4. 「事務局発行・管理プラン」追加申請の方法

「事務局発行・管理プラン」ユーザーがさらに ISRC 発行を希望する場合は、ISRC サイトに ISRC の付番を希望するレコーディングの情報を登録することで申請に代える。

国内 ISRC 登録管理機関は申請を受けて事務手数料納付の案内をし、入金確認後に当該レコーディングに ISRC を割り当て、電子メールによって当該ユーザーに通知する。

### 3. 責務

この項目は、RIS 505 第 6 項「責務」の補則である。

#### 3.1. 登録内容の変更申請 ..... RIS 505 6. (5)

登録されているユーザー情報に変更が生じた場合には、事由の発生後速やかに ISRC サイトから登録内容の変更を申請する。移転および登録名の変更を伴う場合は、指定される証明書類を併せて提出する。

国内 ISRC 登録管理機関は、WEB 閲覧環境がないユーザーに限り、紙媒体による変更申請を受け付ける。その場合、“ISRC 登録名変更申請書”（様式 2）もしくは“ISRC 登録連絡先変更申請書”（様式 3）に準ずる様式を使用すること。

#### 3.2. ISRC の移管 ..... RIS 505 6. (6)

レコーディングの譲渡等により、特定の ISRC 及び付随するメタデータが他の ISRC ユーザーに移管される場合は、双方の同意により、ISRC サイト上で当該情報を閲覧できるユーザーを変更することができる。ISRC ユーザー以外の法人または個人に移管することもできる。

移管の申請方法は ISRC サイト上で指定する。

#### 3.3. ISRC 報告 ..... RIS 505 6.1 (3)

「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーは、自身に割り当てられた ISRC 登録者コードを使用して発行したすべての ISRC について、“ISRC メタデータ”（表 1）に示すレコーディング情報を、ISRC サイトから国内 ISRC 登録管理機関に報告する。

#### 3.4. 登録者コード割当の抹消申請 ..... RIS 505 6.1 (4)

「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーによる ISRC の継続的な運用が困難になった場合には、その理由と、ISRC を付番したレコーディングの管理移管先を、“ISRC 登録者コード抹消申請書”（様式 4）によって速やかに国内 ISRC 登録管理機関に報告する。

### 4. ISRC のエンコード

ISRC は、使用されるデジタル音楽媒体に、その仕様に基づいて、マスタリング又はオーサリングの段階でエンコードする。その場合は、当該レコーディングに付番した ISRC 以外の文字列を記録してはならない。

エンコード：媒体の仕様に従って、デジタル方式でデータを付加すること。

国際規格 (ISO 3901) 制定当初、ISRC は放送局が CD 等の媒体から読み取って楽曲利用報告に使用することが想定されていたため、媒体へのエンコードが製作者の責務のひとつとされた。しかし、技術が発達した現在、別の技術的手法による放送利用実績と ISRC を関連付けた報告方法が確立されつつあり、国内・国外ともに媒体から ISRC を読み取る利用モデルは想定できない状況にある。また、媒体への ISRC エンコードは製作者に少なからぬ負担をかけることから、エンコードの責務については国際規格でも見直しが見込まれている。

かかる状況を踏まえ、日本においても媒体への ISRC のエンコードを必須としていた従来の規定を見直し、各自

の事情に合わせ製作者自身が媒体へのエンコードの可否を決定できるものとする。ただし、媒体へのエンコードを中止することにより新規レコーディングに対する ISRC 付番が疎かになることがないように、管理責任者には、社内における ISRC の意義・目的の再徹底と、必要に応じて適切な付番を担保するための社内ルールを整備することが求められる。

#### 4.1. CD

ISRC や PQ データは、マスタリング時にディスクのサブコード(Q チャンネル)に固定される。そのため、各トラックへの ISRC をはじめ、デジタルコピー禁止フラグ及び JAN コード等の販売用コードのエンコードは、マスタリングの際に行わなくてはならない。

#### 4.2. MD

ディスク最内周の TOC エリアに、全トラックの ISRC 等の情報がまとめて記録される。

一般に、CD 用マスタは記録済み MD の製造にも使用できるが、ISRC 情報等については、MD 用オーサリングシステムを用いてデータ入力を行う必要がある。

#### 4.3. DVD-Audio

ISRC は、オーサリングシステムを用いて、オーディオストリームのプライベートヘッダに固定される。複数のオーディオストリームに異なるレコーディングを収録する場合は、それぞれに一義的な ISRC を付番・設定すること。

なお、ISRC は DVD-Audio コンテンツのコピー制御に使用されており、セキュアなレコーダーへのコピー回数を管理するためには、ディスクに ISRC が記録されていないといけない。

#### 4.4. DVD-Video

DVD オーディオに類似した構造を持つ。ISRC はオーサリングの段階で、オーディオストリーム毎に設定する。

#### 4.5. Super Audio CD

ISRC とジャンルリストは TOC エリアにまとめて記録される。

#### 4.6. VHS 音楽ビデオ及びその他のアナログ媒体

アナログ媒体では、ISRC 情報を収容する場所は特に用意されていない。音楽ビデオの場合、本編前の時計画像や、付随文書に記載する等の方法がある。

#### 4.7. 電子配信音楽 等

電子配信に対応するほとんどのファイル形式に、オーサリングソフトを用いて ISRC を記録することが可能である。

なお、MPEG-1 Audio Layer 3(通称「MP3」)に代表される「ID3 タグ」システム対応の音声圧縮ファイルについては、ISRC を含む権利管理情報をここに記述することが可能である。

## 5. 実践ガイド

### 5.1. 原則

#### 5.1.1. 固有の ISRC

異なる個々のレコーディングには、固有の ISRC が付番されなければならない。

- 例：
- 音楽(ライブレコーディング, スタジオレコーディング)
  - 音楽ビデオ(プロモーションビデオ, ライブビデオ)
  - ラジオドラマ
  - 落語
  - ライブの MC トラック
  - 波の音
  - カラオケレッスンの歌唱指導トラック

#### 5.1.2. 創作的変更

既存のレコーディングであっても、創作的な意図により変更が加えられた場合、すべての異なるトラックに個別の ISRC を割り当てなくてはならない。ただし、既存のレコーディングに変更を加えることなく再使用する場合には、既に割り当てられている ISRC が再度使用される。

- |    |                      |                        |
|----|----------------------|------------------------|
| 例： | ISRC JP-RJ0-03-01234 | オリジナルレコーディング           |
|    | ISRC JP-RJ0-03-01235 | カラオケバージョン              |
|    | ISRC JP-RJ0-03-01236 | 一部をリピート・カットしたバージョン     |
|    | ISRC JP-RJ0-03-01237 | ナレーションや SE が加えられたバージョン |
|    | ISRC JP-RJ0-03-01238 | ピッチを1%上げたバージョン         |

#### 5.1.3. 個別の利用

トラック等で区切られており、個別に利用可能なレコーディングには、それぞれに固有の ISRC を付番する。

- 例：
- クラシック音楽の各楽章
  - 隠しトラック
  - インターリード(曲間によく見られる、音楽や話し声を含む短いトラック。)
  - インタビュー

#### 5.1.4. 再使用の不可

レコーディングの一義的で明瞭な識別を確保するため、一度割り当てられた ISRC はいかなる事情があっても再使用することはできない。技術的エラーが原因で誤った付番が行われた場合、その番号は使用可能な番号のリストから削除し、別のレコーディングに付番してはならない。

ISRC ユーザーは、国内 ISRC 登録管理機関及び関連取引先に、上記に従って削除された番号と誤って番号が付番された音源を通知しなくてはならない。

### 5.1.5. 発売形態の非依存

レコーディングに変更が加えられない限り、発売形態(媒体、装丁、価格等)には関係なく、付番された ISRC は不変であり、新しい ISRC を付番してはならない。

- 例:
- シングル CD に収録してリリースしたレコーディングを、変更を加えずにアルバム CD に収録してリリースする場合。
  - CD に収録してリリースしたレコーディングを、媒体特性に合わせるためだけに、リマスタリング時に EQ・COMP 処理をし、別形態(DVD オーディオ、LP 等)に収録してリリースした場合。

## 5.2. リミックス/リマスタリング 等

### 5.2.1. リミックス/バージョン違い

ひとつのレコーディングのリミックス、バージョン違いには、それぞれに異なる ISRC を付番しなくてはならない。ISRC ユーザーは、リミックス等作成に使用したオリジナルレコーディングの ISRC についても記録しておくことが望ましい。

なお、レコーディングの内容に変更があった場合に限って、そのレコーディングをバージョン違いと見なす。

### 5.2.2. リマスタリング

音質の修復を行わず、複製を目的としてリマスタリングをする場合、異なる ISRC を付番してはならない。

### 5.2.3. 歴史的レコーディングの修復

リマスタリングや編集の技術によって、歴史的レコーディングの音質修復を行った場合、処理されたレコーディングはオリジナルとは別バージョンと考えられるため、新しい ISRC を付番する。

### 5.2.4. 演奏時間の変更

レコーディングの演奏時間が変更された場合には、新しい ISRC を付番することが望ましい。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- 測定方法の違いやフェード変更が原因で発生した演奏時間の誤差が10秒以内であり、
- 権利の管理に何ら影響を及ぼさず、
- 演奏時間の変更が創作的意図によるものではない場合。

### 5.2.5. マルチチャンネル・リミックス

あるトラックをマルチチャンネル・リミックスした場合、同一音源のステレオミックスとは異なる ISRC を付番しなくてはならない。ただし、民生用機器による単純なミックスダウンで作られるステレオミックスに異なる ISRC は必要ない。

### 5.2.6. 古いレコーディングのリミックス

古いレコーディングに創作的変更を加えて異なるレコーディングを制作した場合、新しい



ISRC を付番しなくてはならない。その際、年次コードは付番した年の西暦年下2桁とする。

### 5.3. 年次コード

「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーによる ISRC 付番に際し、年次コードはユーザーが付与しなければならない。

なお、年次コードは著作権隣接権の保護開始年を示すものではない。

旧運用基準では、レコーディングのオリジナルマスタ完成年の西暦年下2桁を年次コードとしていたが、現在は国際的にこのような運用は行われていない。

旧運用基準下においても、1940 年以前の年度は使用しないよう推奨されていたため、ISRC システム上での“2000 年問題”は 2040 年まで発生しない。

#### 5.3.1. 既存のレコーディング

ISRC が付番されていなかったレコーディングには、再発売のときまでに、レコーディングの現在の権利者が ISRC を付番する。

#### 5.3.2. 著作権保護期間が過ぎたレコーディング

国によって著作権保護期間が異なる場合や、法改正により保護期間が延長される場合も想定し得るため、著作権保護期間が過ぎたレコーディングにも ISRC を付番しなくてはならない。

### 5.4. レコーディング番号

「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーによる ISRC 付番に際し、レコーディング番号はユーザーが付与しなければならない。

レコーディング番号は、年次コードによって示される同一年の中で重複して付与してはならない。“00001”から連続して付与することが望ましいが、将来 ISRC が重複する可能性がない限り、製作者は5桁のレコーディング番号の形式に則った他の方式を使用しても差し支えない。

### 5.5. レコーディングの権利者と ISRC

#### 5.5.1. ライセンスされたレコーディング

ISRC ユーザーでない国内のレコーディングの権利者(ライセンサー)から、ISRC が付番されていないレコーディングのライセンスを受けたとき、ライセンシーが「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーである場合、原則として、ライセンシーが ISRC を付番し、ライセンサーに ISRC を通知する。

ただし、上記以外の場合は、ライセンシーが当該レコーディングに ISRC を付番することはできない。

なお、国外のライセンサーから、ISRC が付番されていないレコーディングのライセンスを受けた場合は、ライセンシーが当該レコーディングに ISRC を付番することはできない。

#### 5.5.2. 売却・譲渡されたレコーディング

そのレコーディングが売却・譲渡されても、一度付番された ISRC は不変のまま保持されなくてはならない。

### 5.5.3. 共有レコーディング

ひとつのレコーディングを複数の権利者で共有する場合、どちらの責任でそのレコーディングに ISRC を付番するかについて同意しておかなくてはならない。

### 5.5.4. メドレー

ISRC は、トラックで区切られたレコーディングを識別するためのコードであり、そのものがレコーディングの権利者を示すものではない。1つのトラックに複数の音楽作品が含まれている場合にも、レコーディングとしては1つであるので、ISRC は1つしか付番されず、また物理的にも1つしかエンコードできない。

## 5.6. 音楽ビデオレコーディング

プロモーションビデオ、コンサート映像等がこれに含まれる。音楽ビデオレコーディングに ISRC を付番する際は、音楽ビデオレコーディング用に割り当てられた登録者コードを用いなくてはならない。

### 5.6.1. コンサート映像

DVD-Video 等のデジタル媒体に収録するコンサート映像は、少なくともチャプター等で区切られた単位で固有の ISRC を付番する。なお、一部分のみが、オーディオレコーディング、音楽ビデオレコーディング、もしくはその他のビデオ著作物として利用可能な場合には、その部分をチャプター等で区切り、固有の ISRC を割り当てることが望ましい。

### 5.6.2. 関連の映像著作物

音楽ビデオ以外の一般映像著作物には、通常 ISAN (International Standard Audiovisual Number) が適用される。ただし、音楽の実演がコンテンツの主要部分を構成していない素材(例:インタビュー、ドキュメンタリー)であっても、オーディオレコーディングと音楽ビデオレコーディングに密接な関連がある素材については、その識別のために ISRC を適用することができる。

これらに ISRC を付番した場合、それらが音楽ビデオ以外の映像著作物であることを明確に識別しておく必要がある。

## 6. 付録

## 6.1. 国名コード

英語表記の2文字コード及び日本語による国名・地域名の一覧

(出展: 日本工業規格 JIS X 0304 ... ISO 3166-1 準拠)

AD	アンドラ公国	BT	ブータン王国
AE	アラブ首長国連邦	BV	ブーベ島
AF	アフガニスタン・イスラム共和国	BW	ボツワナ共和国
AG	アンティグア・バーブーダ	BY	ベラルーシ共和国
AI	アンギラ	BZ	ベリーズ
AL	アルバニア共和国	CA	カナダ
AM	アルメニア共和国	CC	ココス諸島
AN	オランダ領アンチル	CD	コンゴ民主共和国
AO	アンゴラ共和国	CF	中央アフリカ共和国
AQ	南極大陸	CG	コンゴ共和国
AR	アルゼンチン共和国	CH	スイス連邦
AS	米領サモア	CI	コートジボワール共和国
AT	オーストリア共和国	CK	クック諸島
AU	オーストラリア連邦	CL	チリ共和国
AW	アルバ	CM	カメルーン共和国
AX	オーランド諸島	CN	中華人民共和国
AZ	アゼルバイジャン共和国	CO	コロンビア共和国
BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	CR	コスタリカ共和国
BB	バルバドス	CU	キューバ共和国
BD	バングラデシュ人民共和国	CV	カーボヴェルデ共和国
BE	ベルギー王国	CX	クリスマス島
BF	ブルキナファソ	CY	キプロス共和国
BG	ブルガリア共和国	CZ	チェコ共和国
BH	バーレーン王国	DE	ドイツ連邦共和国
BI	ブルンジ共和国	DJ	ジブチ共和国
BJ	ベナン共和国	DK	デンマーク王国
BL	サン・バルテミー島	DM	ドミニカ国
BM	バーミューダ諸島	DO	ドミニカ共和国
BN	ブルネイ・ダルサラーム国	DZ	アルジェリア民主人民共和国
BO	ボリビア共和国	EC	エクアドル共和国
BR	ブラジル連邦共和国	EE	エストニア共和国
BS	バハマ国	EG	エジプト・アラブ共和国

EH	西サハラ	IM	マン島
ER	エリトリア国	IN	インド
ES	スペイン	IO	英領インド洋地域
ET	エチオピア連邦民主共和国	IQ	イラク共和国
FI	フィンランド共和国	IR	イラン・イスラム共和国
FJ	フィジー諸島共和国	IS	アイスランド共和国
FK	フォークランド(マルビナス)諸島	IT	イタリア共和国
FM	ミクロネシア連邦	JM	ジャマイカ
FO	フェロー諸島	JO	ヨルダン・ハシェミット王国
FR	フランス共和国	JP	日本国
GA	ガボン共和国	KE	ケニア共和国
GB	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国	KG	キルギス共和国
GD	グレナダ	KH	カンボジア王国
GE	グルジア	KI	キリバス共和国
GF	仏領ギアナ	KM	コモロ・イスラム連邦共和国
GG	ガーンジー島	KN	セントクリストファー・ネーヴィス
GH	ガーナ共和国	KP	朝鮮民主主義人民共和国
GI	ジブラルタル	KR	大韓民国
GL	グリーンランド	KW	クウェート国
GM	ガンビア共和国	KY	ケイマン諸島
GN	ギニア共和国	KZ	カザフスタン共和国
GP	グアドループ島	LA	ラオス人民民主共和国
GQ	赤道ギニア共和国	LB	レバノン共和国
GR	ギリシャ共和国	LC	セントルシア
GS	南ジョージア島・南サンドイッチ諸島	LI	リヒテンシュタイン公国
GT	グアテマラ共和国	LK	スリランカ民主社会主義共和国
GU	グアム	LR	リベリア共和国
GW	ギニアビサウ共和国	LS	レソト王国
GY	ガイアナ協同共和国	LT	リトアニア共和国
HK	香港特別自治区	LU	ルクセンブルク大公国
HM	ハード島・マクドナルド諸島	LV	ラトビア共和国
HN	ホンジュラス共和国	LY	大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ国
HR	クロアチア共和国	MA	モロッコ王国
HT	ハイチ共和国	MC	モナコ公国
HU	ハンガリー共和国	MD	モルドバ共和国
ID	インドネシア共和国	ME	モンテネグロ
IE	アイルランド	MF	サン・マルタン島
IL	イスラエル国	MG	マダガスカル共和国

MH	マーシャル諸島共和国	PN	ピトケアン島
MK	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	PR	プエルトリコ
ML	マリ共和国	PS	パレスチナ被占領地区
MM	ミャンマー連邦	PT	ポルトガル共和国
MN	モンゴル国	PW	パラオ共和国
MO	マカオ特別自治区	PY	パラグアイ共和国
MP	北マリアナ諸島連邦	QA	カタール国
MQ	マルティニーク島	RE	レユニオン
MR	モーリタニア・イスラム共和国	RO	ルーマニア
MS	モントセラト	RU	ロシア連邦
MT	マルタ共和国	RW	ルワンダ共和国
MU	モーリシャス共和国	SA	サウジアラビア王国
MV	モルディブ共和国	SB	ソロモン諸島
MW	マラウイ共和国	SC	セーシェル共和国
MX	メキシコ合衆国	SD	スーダン共和国
MY	マレーシア	SE	スウェーデン王国
MZ	モザンビーク共和国	SG	シンガポール共和国
NA	ナミビア共和国	SH	セントヘレナ島
NC	ニューカレドニア	SI	スロベニア共和国
NE	ニジェール共和国	SJ	スバルバル諸島・ヤンマイエン島
NF	ノーフォーク島	SK	スロバキア共和国
NG	ナイジェリア連邦共和国	SL	シエラレオネ共和国
NI	ニカラグア共和国	SM	サンマリノ共和国
NL	オランダ王国	SN	セネガル共和国
NO	ノルウェー王国	SO	ソマリア民主共和国
NP	ネパール王国	SR	スリナム共和国
NR	ナウル共和国	ST	サントメ・プリンシペ民主共和国
NU	ニウエ	SV	エルサルバドル共和国
NZ	ニュージーランド	SY	シリア・アラブ共和国
OM	オマーン国	SZ	スワジランド王国
PA	パナマ共和国	TC	タークス諸島・カイコス諸島
PE	ペルー共和国	TD	チャド共和国
PF	仏領ポリネシア	TF	仏領極南諸島
PG	パプアニューギニア独立国	TG	トーゴ共和国
PH	フィリピン共和国	TH	タイ王国
PK	パキスタン・イスラム共和国	TJ	タジキスタン共和国
PL	ポーランド共和国	TK	トケラウ諸島
PM	サンピエール島・ミクロン島	TL	東ティモール民主共和国

TM	トルクメニスタン	VE	ベネズエラ・ボリバル共和国
TN	チュニジア共和国	VG	英領バージン諸島
TO	トンガ王国	VI	米領バージン諸島
TR	トルコ共和国	VN	ベトナム社会主義共和国
TT	トリニダード・トバゴ共和国	VU	バヌアツ共和国
TV	ツバル	WF	ワリス・フテュナ諸島
TW	台湾	WS	サモア独立国
TZ	タンザニア連合共和国	YE	イエメン共和国
UA	ウクライナ	YT	マイヨット島
UG	ウガンダ共和国	ZA	南アフリカ共和国
UM	米領太平洋諸島	ZM	ザンビア共和国
US	アメリカ合衆国	ZW	ジンバブエ共和国
UY	ウルグアイ東方共和国		
UZ	ウズベキスタン共和国		
VA	バチカン市国		
VC	セントビンセント及びグレナディーン諸島		

## 6.2. 登録者コード

最新の日本国内 ISRC 登録者コード一覧は、ISRC サイトを参照すること。

## 7. 各種フォーム

様式 1	ISRC 申請書 (参考) .....	- 14 -
様式 2	ISRC 登録名変更申請書 .....	- 16 -
様式 3	ISRC 登録連絡先変更申請書 .....	- 17 -
様式 4	ISRC 登録者コード抹消申請書 .....	- 18 -
表 1	ISRC メタデータ.....	- 19 -

## ISRC 申請書 (参考)

平成 年 月 日

社団法人日本レコード協会 御中

貴協会 ISRC 関連規程 (RIS 503/505/505 別冊) を通読し、同意のうえ、次のとおり申請します。

申請種別	ユーザー登録・管理プラン	事務局登録・管理プラン
	オーディオ用 音楽ビデオ用	ISRC 発行申請数 オーディオ用: 音楽ビデオ用:
申請者	法人	個人

申請者名 (法人名)	和			実印	
	英				
法人代表者名					
所在地	和	〒 -			
	英				
T E L			F A X		
電子メールアドレス					
法人内担当者	氏名 (管理責任者)	和			印
		英			
	所属部署	和			
		英			
	役職	和			
		英			

緊急連絡先(上記連絡先で日中の連絡が難しい場合、日中連絡可能な携帯電話番号などをご記入下さい。)

備考

1. 申請者名・所在地・法人内担当者各欄の下段には英文表記を併記してください。
2. 申請者名捺印箇所には、法人での申請の場合は会社実印(法人代表者印)を、個人での申請の場合は実印を押印してください。
3. 携帯電話会社の用意する電子メールアドレス及び身分証明を要せず取得可能な電子メールアドレスはご使用になれません。また、日常的に使用していない電子メールアドレスは記入しないでください。
4. 携帯電話の電話番号はご使用になれません。
5. 修正の際は、誤った箇所を二重線で消し、訂正印を押印して傍らに、黒又は青のボールペンを使用し、楷書で書き添えてください。

事務局使用欄

謄本 / 住民票	印鑑証明書	所在地一致 / 事業所一覧	予定商品	既発商品	レコーディング情報
----------	-------	---------------	------	------	-----------



- 添付書類
1. 法人での申請の場合は商業登記簿謄本(発行3ヶ月以内,コピー可),個人での申請の場合は住民票の写し(発行3ヶ月以内,コピー不可),日本に居住する外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書(発行3ヶ月以内,コピー不可)
  2. 印鑑証明書(発行3ヶ月以内,コピー不可)
  3. 事業所一覧(申請者が法人で,申請書と登記簿謄本に記載の所在地が一致しない場合,すべての事業所の所在地と電話番号を一覧記載し,会社実印を押印したものを提出してください。)

ユーザー発行・管理プラン：商品一覧登録 必須項目

項目名	注意事項
商品番号	自身が製作した(又はすべての権利を譲渡された)レコーディングを含む商品の番号のみ。
実演家名	
商品タイトル名	
発売(予定)日	
収録楽曲数	自身が製作した(又はすべての権利を譲渡された)レコーディング数のみをトラック単位で。
発売元レーベル名	
販売委託先	該当商品の全ての流通経路について,その販売業務委託先を記入すること。

- 備考
1. 1行1商品の一覧にし,全ての項目について記載すること。
  2. 発売予定商品一覧に記載する情報については,大まかな予定で構わない。レコーディング製作者としての事業継続性を判断するため,最低1年間分の予定を記載すること。

事務局発行・管理プラン：レコーディング情報登録 必須項目

#	項目名	概要	凡例・備考	例
1	レコーディング区分	オーディオ/音楽ビデオの識別	オーディオ=A; 音楽ビデオ=V	A
2	曲名	曲の名称	全角 100 文字	川の流れのように
3	実演家名	実演家の名称 *	全角 100 文字	美空ひばり
4	作詞者名	作詞者の名称 *	全角 100 文字	秋元康
5	作曲者名	作曲者の名称 *	全角 100 文字	見岳章
6	編曲者名	編曲者の名称 *	全角 100 文字	竜崎孝路
7	演奏時間	収録時間	HHMMSS	000454
8	IVK 区分	バージョンの識別	演奏=I; ボーカル=V; カラオケ=K	V
9	ライブ区分	ライブ録音の識別	スタジオ=0; ライブ=1	0

- \* 個人名の姓と名の間は空けない。英字が含まれる場合は、商品化した際の表記と合わせる。  
複数の場合はスラッシュ(/)で区切る。

## ISRC 登録名変更申請書

平成 年 月 日

社団法人日本レコード協会 御中

登録内容が平成 年 月 日付で変更になりましたので、次のとおり申請します。

ユーザーID	登録名
変更理由	法人 [ 商号変更 会社分割 事業譲渡 ] 個人 [ 改名 ] 説明:

新登録名 (法人名)	和	実印	
	英		
法人代表者名			
所在地	和	〒 -	
	英		
T E L		F A X	
電子メールアドレス			
法人内 担当者	氏名 (管理責任者)	和	印
		英	
	所属部署	和	
		英	
	役職	和	
		英	

緊急連絡先(上記連絡先で日中の連絡が難しい場合、日中連絡可能な携帯電話番号などをご記入下さい。)

備考

1. 新登録名・所在地・法人内担当者各欄の下段には英文表記を併記してください。
  2. 新登録名捺印箇所には、法人での申請の場合は会社実印(法人代表者印)を、個人での申請の場合は実印を押印してください。
  3. 携帯電話会社の用意する電子メールアドレス及び身分証明を要せず取得可能な電子メールアドレスはご使用になれません。また、日常的に使用していない電子メールアドレスは記入しないでください。
  4. 携帯電話の電話番号はご使用になれません。
  5. 修正の際は、誤った箇所を二重線で消し、訂正印を押印して傍らに、黒又は青のボールペンを使用し、楷書で書き添えてください。
- 添付書類
1. 法人での申請の場合は商業登記簿謄本、個人での申請の場合は住民票の写し、日本に居住する外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書(変更理由が事業譲渡以外の場合は旧登録名の記載があるもの、いずれも発行3ヶ月以内)
  2. 印鑑証明書(発行3ヶ月以内)
  3. 事業所一覧(申請者が法人で、申請書と登記簿謄本に記載の所在地が一致しない場合、すべての事業所の所在地と電話番号を一覧記載し、会社実印を押印したものをご提出ください。)
  4. 事業譲渡の場合は事業譲渡契約書のコピー

事務局使用欄

謄本 / 住民票	印鑑証明書	所在地一致 / 事業所一覧
----------	-------	---------------

## ISRC 登録連絡先変更申請書

平成 年 月 日

社団法人日本レコード協会 御中

登録内容が平成 年 月 日付で変更になりましたので、次のとおり申請します。

ユーザーID		登録名	
変更前	所在地	和	〒 -
		英	
	T E L		F A X
変更後	所在地	和	〒 -
		英	
	T E L		F A X

- 備考
1. 申請者名・所在地各欄の下段には英文表記を併記してください。
  2. 携帯電話の電話番号はご使用になれません。
  3. 修正の際は、誤った箇所を二重線で消し、訂正印を押印して傍らに、黒又は青のボールペンを使用し、楷書で書き添えてください。

- 添付書類
1. 法人での申請の場合は商業登記簿謄本、個人での申請の場合は住民票の写し、日本に居住する外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書（いずれも発行3ヶ月以内）
  2. 事業所一覧（申請者が法人で、申請書と登記簿謄本に記載の所在地が一致しない場合、すべての事業所の所在地と電話番号を一覧記載し、会社実印を押印したものを提出ください。）

## ISRC 登録者コード抹消申請書

平成 年 月 日

社団法人日本レコード協会 御中

ユーザー名: \_\_\_\_\_

代表者名: \_\_\_\_\_ 実印

下記登録者コードの割当を、次の理由により 平成 年 月 日付で抹消することを希望します。

ユーザーID	オーディオ用 登録者コード	音楽ビデオ用 登録者コード		
抹 消 理 由	法人名		和	
			英	
	法人代表者名			印
	所在地	和	〒 -	
		英		
	TEL		FAX	
	電子メールアドレス			
	担当者名	和		
		英		
	担当者の所属部署	和		
		英		
	担当者の役職	和		
		英		

- 備考
- 「登録者コード」欄には、取得している登録者コードを必ず記入してください。
  - 二段になっている項目について、各欄の下段には、英文表記を必ず併記してください。
  - 法人代表者名の捺印箇所には、会社実印を押印してください。
  - 「抹消通知書」によって国内 ISRC 登録管理機関により通知されるまでは、ISRC 登録者コード取得者が継続的にすべての責務を負うものとします。
  - 「抹消通知書」によって国内 ISRC 登録管理機関により通知された後は、上記移管先が管理上の責務を負うものとします。ただし、この登録者コードを用いて ISRC を新規付番することはできません。

## 表1 ISRC メタデータ

次の項目を ISRC サイトの登録者専用ページから報告する。

#	必須 *3	項目名	概要	凡例・備考	例	情報 種別
1		ISRC	付番した ISRC	大文字半角英数字 12 桁	JPRJ00512345	レコーディング 基本情報
2		レコーディング区分	オーディオ / 音楽ビデオの識別	オーディオ=A; 音楽ビデオ=V	A	
3		曲名	曲の名称	全角 100 文字	川の流れのように	
4		実演家名	実演家の名称 *1	全角 100 文字	美空ひばり	
5		作詞者名	作詞者の名称 *1	全角 100 文字	秋元康	作品情報
6		作曲者名	作曲者の名称 *1	全角 100 文字	見岳章	
7		作品コード	JASRAC 作品コード(既得の場合)	英数字 8 桁	02096200	
8		演奏時間	収録時間	HHMMSS	000454	バージョン 識別情報
9		IVK 区分	バージョンの識別	演奏=I; ボーカル=V; カラオケ=K	V	
10		ライブ区分	ライブ録音の識別	スタジオ=0; ライブ=1	0	
11		商品番号	収録するレコード商品番号	英数字 11 桁 *2 記号部(5 文字 : 左寄せ) + 番号部(6 文字 : 右寄せ)	RJCD 12345	商品 情報

\*1 個人名の姓と名の間は空けない。英字が含まれる場合は、商品化した際の表記と合わせる。

複数の場合はスラッシュ(/)で区切る。

\*2 英数字 11 桁で収まらない場合は、記号部と番号部の間を 1 桁分の半角スペースで区切り、最大 15 桁で入力する。

\*3 の付いている項目は全て必須。

## 8. 原案作成委員会

この規格の原案作成は、ISRC ワーキングチームが担当した。

### ISRC ワーキングチーム構成表

(委員)	鈴木 順三	ピクチャーエンタテインメント(株) コンテンツ技術部
	中山 達也	ユニバーサルミュージック(株) 管理本部プロダクション・マネージメントグループ
	長瀬 元晴	(株)EMI ミュージック・ジャパン 管理本部サプライチェーングループ
	前田 義治	(株)ソニー・ミュージックコミュニケーションズ SME 制作進行部
	福井 利行	(株)ポニーキャニオン 経営管理本部情報技術部
	中川 裕隆	(株)ワーナーミュージック・ジャパン 業務本部業務部
	府 金 功	エイベックス・マーケティング(株) 経営管理本部業務部
	(事務局)	畑 陽一郎
赤塚祐一郎		(社)日本レコード協会 情報・技術部
藤岡 浩子		(社)日本レコード協会 情報・技術部

---

確 認 : 社団法人 日本レコード協会 情報・技術委員会 (2009.3.13)  
作 成 : ISRC ワーキングチーム (2009.3.12)  
発 行 : 社団法人 日本レコード協会  
東京都港区北青山 2-12-16 北青山吉川ビル 11F (〒107-0061)  
電話 (03) 6406-0510 ~ 6

---